

静岡県告示第17号

静岡県広域団体認定訓練助成金支給要綱（平成13年静岡県告示第392号）の一部を次のように改正する。

令和元年5月14日

静岡県知事 川勝平太

改正前	改正後
<p>第2 用語の定義</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 広域団体 中小企業事業主の雇用する労働者を対象（3都道府県以上の労働者を対象にする場合に限る。）として認定訓練を実施する当該中小企業事業主の団体又はその連合団体をいう。</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>第3 助成対象団体</p> <p>助成金は、次の<u>すべて</u>に該当する認定訓練を振興するために助成を行うことが必要であると認められる広域団体に対して支給する。</p> <p>(1)～(8) (略)</p>	<p>第2 用語の定義</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 広域団体 中小企業事業主の雇用する労働者を対象（3都道府県以上の労働者を対象にする場合に限る。）として認定訓練を実施する当該中小企業事業主の団体<u>（その構成員が2以上の都道府県にわたるものに限る。）</u>又はその連合団体をいう。</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>第3 助成対象団体</p> <p>助成金は、<u>(1)から(8)までに</u>該当する認定訓練を振興するために助成を行うことが必要であると認められる広域団体に対して支給する。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) <u>上記(1)から(8)までの規定にかかわらず、上記(1)から(8)までに該当する広域団体が、次に掲げるいずれかに該当する場合は、助成金の支給の対象としない。</u></p> <p><u>ア 助成金の支給に係る広域団体において、偽りその他不正の行為により本来受けることのできない雇用保険法（昭和49年法律第116号）第62条及び第63条並びに雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号。以下「雇保則」という。）の規定に基づく助成金（以下「雇用保険二事業助成金」という。）の支給を受け、又は受けようとしたことにより、支給申請日又は支給決定日の時点で、当該不正受給に係る雇用保険二事業助成金について、不支給とした日又は支給を取り消した日か</u></p>

ら3年が経過していない広域団体

イ 助成金の支給に係る広域団体において、支給申請日の属する年度の前年度より前のいずれかの保険年度（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第2条第4項に規定する「保険年度」をいう。以下同じ。）の労働保険料（同法第41条により徴収する権利が消滅しているものを除く。以下同じ。）を納付していない広域団体（支給申請日の翌日から起算して2か月以内に納付を行った広域団体を除く。）

ウ 助成金の支給に係る広域団体において、支給申請日の前日から起算して1年前の日から支給申請日の前日までの間に労働関係法令の違反を行った広域団体

エ 風俗営業等関係広域団体（以下の(7)又は(8)に該当する者をいう。）

(7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第4項に規定する接待飲食等営業（同条第1項第1号に該当するものに限る。）、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業（同条第6項第1号、第2号若しくは第3号、第7項第1号、第9項又は第10項に該当するものに限る。）等を行っている広域団体において、①接待業務、②異性の客に接触する役務に係る業務、③性的な行為を表す場面若しくは衣服を脱いだ人の姿態を見せる業務又は性的好奇心を満たすための交際・会話を希望する者に対する音声による会話の業務に従事する者を対象労働者として、助成金の支給を受けようとする広域団体

(8) 助成金の支給に係る広域団体において、

て、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第4項に規定する接待飲食等営業（同条第1項第1号に該当するものに限る。以下同じ。）、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業（接待飲食等営業又は同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者から委託を受けて当該営業の営業所において客に接する業務の一部を行うこと（当該業務の一部に従事する者が委託を受けた者及び当該営業を営む者の指揮命令を受ける場合を含む。）を内容とする営業に限る。）を行っている広域団体

ただし、接待飲食等営業であって許可を得ているのみで接待営業が行われていない場合又は接待営業の規模が事業全体の一部である場合を除く。

オ 暴力団関係広域団体（以下の(7)又は(4)に該当する者をいう。以下同じ。）

(7) 暴力団が実質的に経営を支配する広域団体

広域団体又は広域団体の役員等（広域団体が団体である場合は代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(4) 暴力団が実質的に経営を支配する広域団体に準ずる広域団体

a 役員等が、自己、自社若しくは第

三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている広域団体

b 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している広域団体

c 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている広域団体

d 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している広域団体

カ 広域団体又は広域団体の役員等（広域団体が、団体である場合は代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行った、又は行うおそれがある団体等に属しているとき。

キ 支給申請日又は支給決定日の時点で倒産（雇保則第35条第1号に規定する倒産をいう。）している広域団体（再生手続開始の申立て（民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に規定する再生手続開始の申立てをいう。以下同じ。）又は更生手続開始の申立て（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に規定する更生手続開始の申立てをいう。以下同じ。）を行った広域団体であつて、事業活動を継続する見込みがある者を除く。）

ク 助成金の不正受給が発覚した場合に行われる広域団体名等の公表について、同意していない広域団体

第5 支給額

- (1) (略)
- (2) 他の助成との調整

助成金の支給を受けることができる広域団体が、同一の事由により、建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第29号）第7条の2に規定する建設労働者確保育成助成金（同条第1項第2号イの場合に係るものを除く。）を受けた場合には、当該支給事由によっては、助成金は支給しないものとする。

第6 支給事務手続

- (1) 支給申請書の提出

申請者は、毎年度4月1日から9月末日までに終了した認定訓練については10月1日から同月末日までに、10月1日から翌年3月末日までに終了した認定訓練については4月1日から同月末日までに、様式第1号による広域団体認定訓練助成金支給申請書又は様式第1号の2による広域団体認定訓練助成金支給申請書（全国団体用）（以下「申請書」という。）に様式第2号による収支決算書を添付して、知事に提出するものとする。

なお、普通課程の普通職業訓練については、9月末日及び3月末日に訓練を終了していない場合であっても、それぞれ当該認定訓練を終了したものとみなして支給申請を行うものとする。

- (2)～(5) (略)

第5 支給額

- (1) (略)
- (2) 他の助成との調整

助成金の支給を受けることができる広域団体が、同一の事由により、雇保則第123条に規定する認定訓練助成事業費補助金の支給を受けて都道府県が行う助成又は援助を受けた場合には、当該支給事由によっては、助成金は支給しないものとする。

第6 支給事務手続

- (1) 支給申請書等の提出

申請者は、毎年度4月1日から9月末日までに終了した認定訓練については10月1日から同月末日までに、10月1日から翌年3月末日までに終了した認定訓練については4月1日から同月末日までに、様式第1号による広域団体認定訓練助成金支給申請書又は様式第1号の2による広域団体認定訓練助成金支給申請書（全国団体用）（以下「申請書」という。）に様式第2号による収支決算書を添付して、知事に提出するものとする。また、申請書と併せて、様式第2号の2による支給要件確認申立書（広域団体認定訓練助成金）を提出するものとする。

なお、普通課程の普通職業訓練については、9月末日及び3月末日に訓練を終了していない場合であっても、それぞれ当該認定訓練を終了したものとみなして支給申請を行うものとする。

- (2)～(5) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。
様式第2号の次に次の1様式を加える。

様式第2号の2

(表)
支給要件確認申立書 (広域団体認定訓練助成金)

事業主記載事項	※1 確認欄
<p>1 広域団体名称：</p> <p>(広域団体とは、中小企業事業主の雇用する労働者を対象(3都道府県以上の労働者を対象とする場合に限る。)として認定訓練を実施する当該中小企業事業主の団体(その構成員が2以上の都道府県にわたるものに限る。)又はその連合団体をいう。以下同じ。)</p>	<p>年 月 日 確認</p> <p>確認者 _____</p>
<p>2 雇用保険適用事業所番号：</p>	
<p>○ 事業活動等に係る状況(はい・いいえのどちらかを○で囲んでください。)(裏面の「記載にあたっての留意点」の内容を了解した上でご回答下さい。)</p> <p>3 過去3年間に於いて雇用保険二事業の助成金等について不正受給を行ったことがある。 (はい・いいえ) <input type="checkbox"/></p> <p>4 支給申請日の属する年度の前年度より前のいずれかの保険年度における労働保険料の滞納がある。 (はい・いいえ) <input type="checkbox"/></p> <p>5 過去1年間に、労働関係法令違反により送検処分を受けている。 (はい・いいえ) <input type="checkbox"/></p> <p>6 風俗営業等関係広域団体である。 (はい・いいえ) <input type="checkbox"/></p> <p>7 ① 広域団体又は広域団体の役員等が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)又は暴力団員(暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である。 (はい・いいえ) <input type="checkbox"/></p> <p>② 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。 (はい・いいえ) <input type="checkbox"/></p> <p>③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。 (はい・いいえ) <input type="checkbox"/></p> <p>④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。 (はい・いいえ) <input type="checkbox"/></p> <p>⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。 (はい・いいえ) <input type="checkbox"/></p> <p>8 広域団体又は広域団体の役員等が、破壊活動防止法第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行った、又は行うおそれがある団体等に属している。 (はい・いいえ) <input type="checkbox"/></p> <p>9 倒産している。 (はい・いいえ) <input type="checkbox"/></p> <p>10 雇用保険二事業の助成金等について不正受給を理由に支給決定を取り消された場合、労働局が事業主名等を公表することに同意する。 (はい・いいえ) <input type="checkbox"/></p>	

1から10までの記載事項については、いずれも相違ありません。また、1から10までの事業活動等又はその他の審査に必要な事項についての確認を県が行う場合には協力します。

年 月 日 静岡県知事 氏 名 様
広域団体 住所 _____ 電話番号 _____

名称 _____

氏名 _____

(記名押印又は署名)



(裏)

記載にあたっての留意点

- 1 この様式は必要事項を記載して、支給申請にあわせて提出してください。
- 2 「※1 確認欄」は、県が確認等の際に使用しますので記入しないでください。
- 3 「3」は、広域団体認定訓練助成金（以下「助成金」という。）の支給申請日から過去3年において、雇用保険二事業の助成金等に係る不正受給を行ったことがあるかどうかについて、該当箇所に「○」を付けてください。
- 4 「3」及び「10」における「不正受給」とは、偽りその他不正の行為により本来受けることのできない助成金の支給を受け、又は受けようとするをいいます。
- 5 「5」は、助成金の支給申請日の前日から起算して過去1年において、労働基準法等の労働関係法令の違反により送検処分を受けているかどうかについて、該当箇所に「○」を付けてください。
- 6 「6」における「風俗営業関係広域団体」とは、次の(1)又は(2)に該当する広域団体のことをいいます。
 - (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第4項に規定する接待飲食等営業（同条第1項第1号に該当するものに限る。）、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業（同条第6項第1号、第2号若しくは第3号、第7項第1号、第9項又は第10項に該当するものに限る。）等を行っている広域団体において、①接待業務、②異性の客に接触する業務に係る業務、③性的な行為を表す場面若しくは衣服を脱いだ人の姿態を見せる業務又は性的好奇心を満たすための交際・会話を希望する者に対する音声による会話の業務に従事する者を対象労働者として、助成金の支給を受けようとする広域団体
 - (2) 助成金の支給に係る広域団体において、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第4項に規定する接待飲食等営業（同条第1項第1号に該当するものに限る。以下同じ。）、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業（接待飲食等営業又は同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者から委託を受けて当該営業の営業所において客に接する業務の一部を行うこと（当該業務の一部に従事する者が委託を受けた者及び当該営業を営む者の指揮命令を受ける場合を含む。）を内容とする営業に限る。）を行っている広域団体
ただし、接待飲食等営業であって許可を得ているのみで接待営業が行われていない場合又は接待営業の規模が事業全体の一部である場合は、「いいえ」に「○」を付けてください。
- 7 「7」及び「8」における「役員等」とは、広域団体が、団体である場合は代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者をいいます。
- 8 「9」における「倒産」とは、破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申し立てがされること等の事態をいいます。
- 9 「10」における「公表」は、広域団体が行った不正受給について、労働局が特に重大又は悪質なものであると認めた場合に、次の(1)から(4)までの事項を、記者発表し、かつ、労働局のホームページに掲載することにより行います。
 - (1) 不正受給を行った広域団体の名称及び代表者氏名
 - (2) 不正受給に係る広域団体の名称、所在地及び事業概要
 - (3) 不正受給に係る助成金の名称、支給を取り消した日及び返還を命じた額及び返還状況
 - (4) 広域団体が行った不正の内容労働局のホームページへの掲載は、支給を取り消した日から起算して、3年が経過するまでの期間行います。
- 10 「3」～「9」で「はい」に「○」を付けた場合は、助成金の支給を受けることはできません。また、「10」で「いいえ」に「○」を付けた場合も、助成金の支給を受けることはできません。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、改正後の静岡県広域団体認定訓練助成金支給要綱の規定は、平成30年10月1日以後に終了した認定訓練について適用する。